

平成27年度から平成29年度までの介護保険料が決まりました

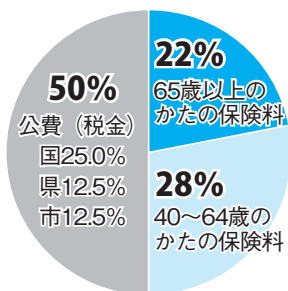
問 高齢介護課 ☎ ⑤6721

介護保険は、3年ごとに事業計画の見直しを行い、65歳以上のかた（第1号被保険者）の保険料も介護サービスの利用量に応じて見直しを行います。

市では、平成27年度から29年度までの『第6期介護保険事業計画』を策定し、介護保険料の基準額を第5期に比べ月額330円増の6,100円（年額73,200円）に決定しました。

介護保険の財源

介護給付費のうち、半分は国・県・市の公費で、残りの半分を被保険者が納める保険料で賄っており、このうちの22%（改正前は21%）が第1号被保険者の保険料負担分となります。



介護保険料の上昇抑制対策

■介護保険事業基金の活用

介護保険事業基金のうち約1億4千万円を活用し、介護保険料の上昇の抑制に努め軽減を図りました。

■保険料の軽減強化

所得の低い第1段階のかたについては、公費投入による軽減強化により、保険料の引き下げを行いました。

第6期計画における保険料設定の背景

高齢者人口や介護を必要とするかたの増加、介護保険サービスの充実などにより第6期の総給付費は、第5期の約174億円から約188億円に増加することが見込まれています。

このうち第1号被保険者の負担分は、3年間で約41億円となります。

平成27年度保険料額の通知

7月1日付けで『介護保険料納入通知書』、または、『介護保険料額決定及び特別徴収開始通知書』を郵送します。

所得段階別の保険料額など詳しくはそちらをご覧ください。

平成27年10月からマイナンバーの通知が始まります

問 総務課行政総務係 ☎ ⑤6719

平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要となります

社会保障関係の手続き

- ▶ 年金の資格取得や確認、給付
- ▶ 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ▶ ハローワークの事務
- ▶ 医療保険の給付の請求
- ▶ 福祉分野の給付、生活保護 など

税務関係の手続き

- ▶ 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ▶ 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- ▶ 防災・災害対策に関する事務
- ▶ 被災者生活再建支援金の給付
- ▶ 被災者台帳の作成事務 など

社会保障・税・災害対策の分野の手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。

平成27年10月以降、マイナンバーの通知カード（12桁の個人番号が書かれたカード）が、住民票に記載されている住所に送付されます。

実際に住んでいる場所と住民票の住所が違うかたは、通知カードを受け取ることができない可能性がありますので、住民票の異動手続きをしてください。

マイナンバーのお問い合わせは

コールセンター ☎ 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

☎ 050-3816-9405（一部IP電話等で上記に繋がらない場合）

午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

